

第522回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和8年8月26日（水）午前10時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 柴田健司、西田雅彦、松岡 誠

事務局 石崎労働局長、米村労働基準部長、中村賃金室長、
生地賃金室長補佐、北岡賃金調査員、井村事務補助員

2. 審議事項

（1）奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について

（2）奈良地方最低賃金審議会奈良県特定最低賃金専門部会委員の任命
について（報告）

（3）その他

3. 主要経過・審議結果

【生地室長補佐】

それでは、定刻より少し早いですが、第 522 回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は当麻委員、小西委員が所要によりご欠席されており、福井委員が少し遅れるとの連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは下山会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【下山会長】

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきありがとうございます。

ただ今から、第 522 回奈良地方最低賃金審議会を開催します。

本日の審議会は、「公開」で始めます。

まず初めに、本日の議事録の署名人を指名します。

私のほかに、労働者側からは佐古委員、使用者側からは、西田委員にお願いします。

それでは、議題（１）「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」の審議に入ります。

前回の本審において、奈良県最低賃金の改正決定について「答申」したところですが、これに対し、８月 20 日付けで「奈良さわやかユニオン」様から、８月 24 日付けで「奈良県労働組合連合会」様及び「市民生協ならコープ労働組合」様から、それぞれ異議申立書の提出がございましたので、これについて事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明させていただきます。

お手元の資料No. 1 からNo. 3 をご覧ください。

ただ今、下山会長からご説明がございましたとおり、８月 20 日に「奈良さわやかユニオン」福井委員長様から「最低賃金改定に関する異議申立書」により、８月 24 日に「奈良県労働組合連合会」松本議長様から「奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申立書」により、また同日に「市民生協ならコープ労働組合」武本執行委員長様から「奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書」により、それぞれ奈良県最低賃金の改正決定に係る異議申立書の提出がございました。

資料No. 1 からNo. 3 の「異議申立書」を読み上げまして、異議申出の内容の説明にかえさせていただきます。

【資料No. 1】

最低賃金改定に関する異議申立書

2026 年 8 月 20 日 奈良労働局長 石崎琢也 様

1 異議申立ての趣旨

2026 年 8 月 10 日、奈良地方最低賃金審議会は、奈良県の最低賃金を 56 円引き上げ、1,107 円とする答申を行いました。しかし、現在の物価上昇、生活必需品の値上げ予定、地域の賃金水準、そして中小企業労働者の生活実態を踏まえると、今回の引上げ額は著しく不十分であり、生活維持に必要な水準を満たしていません。

よって、当組合は、中央目安（56 円）を上回る引上げを行うよう再審議を求め、異議を申し立てます。

2 物価上昇と生活必需品の値上げによる実質賃金の低下

2026 年は、食料品・日用品・光熱費など生活必需品の値上げが連続して予定されています。

7 月 2,600 品目の値上げ

8 月 3,800 品目の値上げ

9 月 2,500 品目の値上げ予定

最低賃金近傍で働く労働者の家計は、すでに限界まで圧迫されています。今回の 56 円（引上げ率 5.33%）では、これらの物価上昇を補填するには到底足りません。

新聞記事にもあるように、「企業物価指数の上昇などを踏まえ、目安どおりの答申となった。」とされていますが、企業物価の上昇は中小企業のコスト増を意味し、賃金の抑制要因となり得ます。だからこそ、最低賃金の引上げが中小企業労働者の唯一のベースアップであり、生活防衛のために不可欠です。

3 最低賃金 1,107 円では生活できない現実

最低賃金 1,107 円で週 40 時間働いても、年収は約 212 万円にしかありません。家賃、食費、光熱費、社会保険料を支払えば、貯蓄どころか生活維持すら困難です。

最低賃金は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度であり、生活保護基準との逆転現象（いわゆる最低賃金逆転現象）を防ぐ義務が国と審議会にはあります。

現行の 1,107 円では、生活保護基準に近づくどころか、逆転の危険性が高まっています。

4 中央目安を上回る引上げが必要な理由

奈良県は近隣府県（大阪・京都）との賃金格差が大きく、若年層の流出が続いています。地域の持続性を確保するためにも、最低賃金の引上げは不可欠です。

2025 年は、奈良県は中央目安＋2 円の引上げを行い、地域の実情を反映した判断が示されました。しかし、2026 年は「目安どおりの答申となった。」と報じられており、地域の物価上昇や生活実態が十分に考慮されたとは言えません。

奈良県の物価上昇率は全国平均を上回る月も多く、生活必需品の値上げ幅も大きいことから、

中央目安以上の引上げが合理的であり、地域の実情に即した判断です。

5 中小企業労働者の賃上げは最低賃金が唯一の手段

奈良県の中小企業では、定期昇給制度がない職場が多数を占めています。非正規雇用の労働者は、最低賃金の改定以外に賃金が上がる機会がありません。

最低賃金の引上げは、非正規労働者の生活改善、地域経済の底上げ、若年層の県外流出防止に直結する政策です。今回の 56 円ではこれらの課題に対応できません。

6 申し入れ事項（異議の内容）

以上の理由から、当組合は以下のとおり異議を申し立てます。

1. 中央目安（56 円）を上回る引上げを行い、最低賃金を 1,150 円以上とすること。物価上昇、生活必需品の値上げを踏まえ、実質賃金の維持に必要な水準である。
2. 中小企業労働者の生活実態を踏まえ、地域の物価上昇率を反映した再審議を行うこと。
3. 近隣府県との賃金格差を縮小し、地域の労働力流出を防ぐ観点から、目安以上の引上げを検討すること。
4. 最低賃金審議会の議論内容（資料・議事録）を公開し、透明性を確保すること。

7 結び

最低賃金は、県内の労働者の生活と地域経済の基盤を支える制度です。今回の答申額では、生活維持に必要な水準を満たしておらず、物価上昇に対応できません。

奈良県の実情を踏まえ、中央目安を上回る引上げを強く求めます。

以上、異議を申し立てます。

続きまして、【資料No.2】

2026 年 8 月 24 日

奈良労働局

局長 石崎 琢也 様

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 様

奈良県労働組合連合会

議長 松本 俊一

奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申立書

奈良県最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申立を行います。また、異議申立の意見陳述の機会を設けられるように申し入れます。

奈良地方最低賃金審議会は8月10日、2026年度の奈良県最低賃金を目安通り56円引上げ（引上げ率4.9%）時間額1,107円との答申を行いました。過去2番目の引上げ額ですが、56円の引上げでは、1日8時間、週40時間働いても月額約8,900円程度の引上げで、長引く物価高騰の中で生活を改善するには程遠い金額です。「労働者の生計費」をもとにせず、企業の支払い能力ありきの審議が行われた結果だと思います。企業の支払い能力の困難さをことさら強調して最低賃金の引上げを抑制するのではなく、国や奈良県の責任による中小企業・小規模事業者への直接支援など継続的に賃上げしやすい環境整備を強化すべきです。審議が本格化する時に、政府が「全国平均1500円」の達成時期を2020年代から2030年代前半へ後退させる方針を示したことが全国的に大きな影響を与えました。

最低賃金の大幅引上げは、自治体にとっても住民の貧困と格差を解消し、地域経済を活性化させ、税収増にもつながるなどの大きな効果があります。

奈良県においては、従来から課題となっている近畿圏内での格差については根本的な改善にはつながらず、他府県との地域格差は大きいままです。最低賃金を大幅に引き上げ、早期に格差是正、賃金改善となるよう求めます。

私たち奈労連は、2026年度改定を審議する奈良地方最低賃金審議会に向けて署名を提出し、宣伝行動、意見陳述などに取り組んできました。この構造的問題の解決として全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

総務省が発表した5月の消費者物価指数は、前年同月比で1.5%の上昇、2020年を100として113.5となっています。原材料の価格が高騰し、値上げラッシュが発生しています。しかし、厚生労働省が発表した実質賃金は2025年度通年では前年比0.5%減と4年連続マイナスでした。

最低賃金は、その地域の賃金水準に大きく影響を与えます。奈良県内の市町村の職員の給与水準はラスパイレス指数で見ると全国平均を下回っています。自治体関連の非正規労働者、清掃や警備業務、ファストフード店、介護職場等の求人は時間給設定で、最低賃金ぎりぎりにはり付き、その引上げは生活改善のよりどころとなっています。約4割が非正規雇用の奈良県の実情を見ると、労働者の賃金を大幅に引上げることが求められています。

奈良県の賃金水準が低いことが、人材の県外流出につながっています。奈良県の労働者の県外就労率は2022年で全国で4番目に高く、15歳以上の労働者の27.2%が県外に働きに出ています。

大阪に隣接する生駒市、王寺町、三郷町、香芝市などにはその傾向が顕著となっています。奈良県で優秀な人材を活用し、県内就労で安心して働ける賃金の保障をするため、その底上げとなる最低賃金の引上げを強く求めます。

奈良弁護士会は6月24日、奈良県の最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明を出しました。その中で「奈良県における最低賃金の引上げは急務である。周辺府県との格差を少しでも是正する必要があることからすれば、本年度の地域別最低賃金は、時間給1,124円（前年度の最低賃金の7%程度の増額）を大幅に上回るような引上げがなされるべきである。」と指摘しています。

発効日については、昨年奈良県は11月16日になりましたが、今年は法定発効日とされる10月4日になったことは評価できますが、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間

格差が問題になっています。答申後はただちに発効するよう強く求めるものです。

奈良県の経済力や労働者の生活、地域の経済を左右する最低賃金が果たす役割は大きく、労働者の賃金改善の期待が高まっています。最低賃金大幅引上げの社会的貢献度を検討し、再審議を求めます。

記

1. 今年の答申で示された 1,107 円では、格差と貧困を解消する引上げ額とはなりえず、早期に時間給 1,700 円への引上げを行うことを目標に大幅な引上げを求めます。
2. 早期に全国一律最低賃金制を確立し、地域格差解消を実現することを求めます。
3. 奈良県の人材が県外に流出することを防ぎ、近畿各府県との格差をなくすために近畿レベルに見合った額への奈良県最低賃金の引き上げるように再審議を強く求めます。

以上

続きまして、【資料No.3】

2026 年 8 月 24 日

奈良労働局 殿

奈良地方最低賃金審議会 殿

市民生協ならコープ労働組合

執行委員長 武本 浩資

奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

今年度の奈良県最低賃金の改定に当たって、審議会より答申された引き上げ額は 56 円です。中央最低賃金審議会でも示された目安引き上げ額も 56 円です。政府は 2030 年代前半くらいには 1,500 円を目指すとしており今年を含めると 4 年しかありませんが、このままでは追い付きません。今年で 1,107 円なら、来年から 98 円以上引き上げなければ達成できません。このペース感覚を意識した引上げを考えてください。

ならコープは大阪、京都との隣接地に 5 店舗を構えておりますが、非正規雇用が多く最低賃金の影響を大きく受けます。「同じ仕事をするのなら、奈良で働くより大阪、京都で働く方が割に合う」というのが現状であり、奈良県で働く人が減少し雇用関係に大きな影響があります。実際、どの店舗も人員不足により休みすらまともに取れないなど、労働環境の悪化から離職が続くとい

う悪循環が続いています。

奈良県経済を正常に回し、活性化させるためには地域間格差をなくす必要があります。その為には、中央目安を大きく上回って引上げ、その差を縮小していく必要があります。今年は目安に最大4円プラスして答申を出している地方審議会もあります。地方が中央目安以上の答申を出し続けることで、全国一律最低賃金制の確立が見えてきます。なにより、世界の最低賃金制度の主流は全国一律です。

人間らしい暮らしをするには、都市部や山間部にかかわらず、最低でも時給1,700円以上が必要です。最低賃金は、第一義的に憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を労働者に保障する金額でなければなりません。

奈良県地方最低賃金審議会の自主性を発揮し、他府県より更に踏み込んだ大幅な引上げを求めます。奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来をどうするのかという観点で、最低賃金が果たす役割と社会的貢献度を斟酌し、再検討を強く求めます。

記

- ① 今年の答申で示された1,107円では依然貧困と格差を解消する額とはなりえません。物価の上昇も今後続くという見解が一般的ですので、大幅な引上げを求めます。
- ② 全国での格差は依然残ったままです。近畿各府県レベルでも格差は残っており、その影響は深刻です。早期に全国一律最低賃金制の確立を求め、地域格差解消のための再審議を求めます。
- ③ 1日も早く1,700円まで引上げることができるように、計画の再検討を求めます。
- ④ 中小企業支援策の強化、地域の経済状況の活性化のため、奈良労働局としての提言も含めて検討し、その拡充を厚生労働省に上申することを求めます。

以上

異議申出の内容は以上のとおりですが、説明を続けます。

異議申出がございました場合は、最低賃金法第11条第3項の規定によりまして、都道府県労働局長は、その申出について最低賃金審議会に、意見を求めなければならないことになっております。

そこで、この規定に基づきまして、先ほど読み上げしました異議申出に対するご意見を頂戴するために、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて「諮問」をさせていただきます。

奈良労働局長の石崎から下山会長に「諮問文」をお渡ししますので、下山会長、石崎局長ともに、奈良労働局のバックパネルの位置まで移動をお願いします。

それでは、石崎局長、下山会長に「諮問文」をお渡しください。

【石崎局長】

ご審議をお願いします。

【下山会長】

承知しました。

【中村室長】

それでは、下山会長、石崎局長ともにお席にお戻りください。

【下山会長】

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【中村室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆さんにお配りしますので、しばらくお待ちください。

(各委員に「諮問文」の写しを配付)

内容を確認していただくため、私から「諮問文」を読み上げさせていただきます。

奈労発基 0826 第 1 号

令和 8 年 8 月 26 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良労働局長

石崎 琢也

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、奈良さわやかユニオン（委員長 福井義博）、奈良県労働組合連合会（議長 松本俊一）及び市民生協ならコープ労働組合（執行委員長 武本浩資）から、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

以上でございます。

【下山会長】

ただ今、「諮問文」の内容を読み上げていただき、その内容を確認しました。

また、異議申出の内容は、先ほど事務局から読み上げていただいたとおりでございます。

そこで、この異議申出の取扱いにつきまして、労使双方の委員の皆様から、それぞれご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側委員の皆様からご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

本村委員、お願いします。

【本村委員】

お疲れ様です。労働者側委員の本村です。今回の異議申し立てということで、この改正案のこれまでの審議において、物価高に苦しむ労働者の生活維持と、厳しい経営環境にある使用者側が向き合っ、公労使で真剣に議論をした末での合意形成だというふうに考えています。様々なご意見があるということは理解しておりますけども、法定3要素などのデータに基づいて、奈良県の実態を勘案して行われた当審議会の結果につきましては、審議会の決定として、労使ともに重く受け止め、尊重するべきだというふうに思います。

【下山会長】

はい、ありがとうございました。他に労働者側委員の皆様、ご意見はございますか。

(意見等がないことを確認)

それでは続きまして、使用者側委員の皆様からご意見を伺いたいと思います

松岡委員、お願いいたします。

【松岡委員】

はい、お疲れ様です。使用者側委員の松岡でございます。使用者側としましても、専門部会で公労使の委員の皆様がしっかりと議論していただきました。本審におきましても、きっちり審議させていただいた結果でございます。審議で決めさせていただきました内容につきましては、私どもも尊重しておりますし、今回の再審議に関しましても特に必要ないと思います。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。使用者側委員の皆様、他にご意見はございますでしょうか。

柴田委員、お願いします。

【柴田委員】

些末なことなんですけども、資料2の引上げ率4.9%は間違いですね。また、資料1に「56

円の引上げでは実質賃金が低下する」というふうに書いてありますが、7月のCPIが1.8%ですので、これも根拠のない印象操作です。

【下山会長】

これは異議申立書自体の審議ですので、申立書を修正するわけにはいきませんが、数字上の認識については柴田委員のご意見という形で承っておきます。

一方で、もちろん賃金を上げる方が労働環境、市民生活の面では望ましいという意味での申出でございますので、申出自体については承りたいと思います。

また、柴田委員の意見については、そのとおりということで承っておきます。

はい、他にいかがでしょうか。

(意見がないことを確認)

ありがとうございました。

ただ今、労使双方の委員の皆さんからご意見をお伺いしました。

そもそも、8月10日に当審議会が奈良労働局長に答申いたしました「奈良県最低賃金の改正決定」の内容につきましては、異議申出書にあった点につきましても、十分に調査審議を尽くした結果でございます。

今回、「奈良県労働組合連合会」からの異議申出につきましては、8月3日に開催しました第2回本審の「関係労使からの意見聴取」において提出された「申出書」の内容と比べても、特段目新しい主張はなく、また「奈良さわやかユニオン」及び「市民生協ならコープ労働組合」の異議申出の内容を含め、いずれも当審議会において既に十分審議した事項に関するご意見が中心であり、新たな事情が示されたものとは認め難いと考えます。

よって、8月10日に行いました「答申」のとおりの内容で決定することが適当であると考えますが、皆さん、いかがでしょうか。

(意見、質問等がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、答申のとおりの内容で決定することといたしますが、異議のある方はいらっしゃいますか。

(異議がないことを確認)

それでは、これをもって8月10日の「答申」のとおりの内容で決定します。

それでは、事務局に準備をお願いしておりました「答申文」案を、各委員にお配りいただき、事務局から読み上げてください。

【中村室長】

それでは、本日の諮問に対する答申文「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）」案をお配りいたします。

（各委員に「答申文」案を配付）

それでは、「答申文」案を読み上げます。

令和8年8月26日

奈良労働局長

石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗

奈良地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月26日貴職から、同月10日付け奈良県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する奈良さわやかユニオン、奈良県労働組合連合会及び市民生協ならこーぷ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

委員の皆さん、ただ今の「答申文」案の内容につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

（意見、質問等がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、この内容をもって「答申文」とし、奈良労働局長へ答申することといたします

それでは、事務局にて「答申文」の準備をお願いします。

【中村室長】

それでは、「答申文」を準備しますので、しばらくお待ちください。

お待たせしました。

それでは、本日ご審議いただきました「答申文」の準備ができましたので、下山会長から奈良労働局長の石崎に「答申文」をお渡し願います。下山会長、石崎局長ともに、奈良労働局バックパネルの位置までご移動をお願いします。

それでは、下山会長、「答申文」をお渡し願います。

【下山会長】

それでは、「答申」しますので、よろしく願います。

【石崎局長】

ありがとうございます。

【中村室長】

それでは、下山会長、石崎局長ともにお席にお戻りください。

【下山会長】

事務局は、「答申文」の写しを委員の皆さんに配付してください。

(各委員に「答申文」の写しを配布)

【中村室長】

それでは、「答申文」の写しも行き渡ったようですので、奈良労働局長の石崎から謝辞を申し上げます。

【石崎局長】

奈良労働局長の石崎でございます。

下山会長をはじめ、委員の皆様方に、一言お礼を申し上げたいと思います。

ただ今、異議申出につきまして、「令和8年8月10日付け答申どおり決定することが適当である」とのご答申をいただきました。

下山会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、奈良県最低賃金の改正決定につきまして、必要のご審議をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

事務局といたしましては、引き続き最低賃金法第14条の規定に基づく公示の手続をはじめ、ご答申いただきましたとおり、今年10月4日に発効できるよう必要な準備を進めてまいります。

改正内容につきましては、しっかりと周知を図るとともに、履行確保につきましても、万全を期してまいります。

あわせて、中小企業・小規模事業所の皆様を中心に「業務改善助成金」をはじめとする「賃上げ支援助成金パッケージ」を、より効果的に周知することにより、活用促進を図ってまいります。

委員の皆様には、引き続き審議会の運営にご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

【下山会長】

それでは、これもちまして、奈良県最低賃金の改正決定の異議申出に係る答申を終わります。

なお、奈良県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議の申出期間が満了したことに伴い、奈良県最低賃金専門部会は廃止となっておりますので、申し添えます。

次に、議題（２）「奈良地方最低賃金審議会 奈良県特定最低賃金専門部会 委員の任命について（報告）」の審議に入ります。

奈良県特定最低賃金専門部会の委員は、関係労使から推薦を受けた候補者のうちから任命するということになっており、その推薦のため、８月３日から８月１７日までの期間、公示されたと思いますが、その結果について事務局から報告してください。

【中村室長】

それでは、奈良県特定最低賃金専門部会の委員につきまして、関係労使からご推薦を受けた候補者のうちから、令和８年８月１８日付けをもちまして、委員に任命いたしましたので、ご報告いたします。

任命した委員は、お手元の資料７頁資料№４「奈良地方最低賃金審議会 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿」をご覧ください。

公益代表委員

櫻井 靖久 委員

下山 朗 委員

福井 麻起子 委員

労働者代表委員

河本 章吾 委員

國分 洋文 委員

平本 義陽 委員

使用者代表委員

上村 賢司 委員

平山 文堂 委員

松澤 恵臣 委員

なお、当該特定最低賃金につきましては、以後「奈良県電気機械器具製造業最低賃金」という略称を使用させていただきます。

続きまして、8頁資料No.5「奈良地方最低賃金審議会 奈良県自動車小売業最低賃金専門部会 委員名簿」をご覧ください。

公益代表委員

熊谷 礼子 委員

下山 朗 委員

坪田 園子 委員

労働者代表委員

石井 規之 委員

松田 司 委員

米澤 直希 委員

使用者代表委員

上村 賢司 委員

大谷 政義 委員

澤島 弘幸 委員

なお、「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」につきましては、改正後の奈良県最低賃金額が協約最低賃金額を上回ることとなりましたので、当該特定最低賃金については専門部会を設置せず、第5回本審で直接「改正の必要性なし」としてご答申いただくことになりますことをご報告いたします。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、特定最低賃金専門部会の開催と、この後の本審議会の開催に関して、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

先ほどご紹介いたしました専門部会各委員のご都合をお伺いし、日程調整を行いました結果、「奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会」につきましては、10月8日（木）午前10時から第1回目の専門部会を開催し、改正決定の必要性の有無についてご審議いただく予定にしております。

第1回目の専門部会で結論が出ず、継続審議となりました場合は、10月13日（火）午前10時から第2回目の専門部会を開催し、引き続き改正決定の必要性の有無についてご審議いただ

く予定にしております。

仮に、この第2回目の専門部会でも結論が出なかった場合は、改めて日程調整を行い、第3回目の専門部会を開催いたします。

「奈良県自動車小売業最低賃金専門部会」の開催につきましては、現在、日程調整を進めているところでございます。開催日が決定しましたら、速やかに各委員にお知らせいたしますので、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

専門部会の必要性審議の結果、両特定最低賃金ともに、全会一致で「改正の必要性有り」との結論に至らなかった場合には、金額審議のための専門部会は開催せず、第5回本審を開催し、専門部会を開催しないもう1件の特定最低賃金と併せて「改正の必要性なし」としてご答申いただくこととなります。

専門部会の必要性審議の結果、全会一致で「改正の必要性有り」との結論に至った特定最低賃金につきましては、引き続き専門部会を開催し、金額審議を行います。第5回本審につきましては、金額審議が結審した後に開催し、ご答申いただくことになります。

いずれの場合につきましても、次回第5回本審の開催日は、各特定最低賃金専門部会の審議が全て終了した後に、改めて日程調整の上、決定させていただく予定でございます。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、特定最低賃金専門部会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦労をおかけいたしますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

全会一致での合意が求められる事案でございますので、労使ともども是非論点整理を行い、真摯に議論をいただくことを要望いたします。

また、次回第5回本審の開催時期につきましては、専門部会の審議が終わってから日程を調整することとなりますので、その際はご協力をお願いします。

なお、次回第5回本審も、本日と同様に「公開審議」といたします。

それでは、続きまして、議題（3）「その他」ですが、事務局から何かありますか。

【中村室長】

事務局からは特にございません。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、予定していた議事はすべて終わりましたので、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。